

コラム 美しい山河を守る災害復旧基本方針（平成26年）の改訂に伴い、全国8ブロックで開催された会議に講師として派遣

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（以下、美山河）は河川における災害復旧のガイドラインとして1998年（平成10年）5月に策定されました。その後数度の改訂を経て、2006年（平成18年）度に「提言『多自然川づくりへの展開』について」の方向性を踏まえ改訂版が発刊されました。その後、「多自然川づくり基本指針」や「中小河川における河道計画の技術基準」の策定、「ポイントブックⅢ」の発刊等の多自然川づくりを巡る取り組みが進捗したこと、土木研究所で実施している河川護岸の景観評価に関する研究が進捗したことを踏まえ、2014年（平成26年）3月に、これらの知見を反映させて再度の改訂を行いました。具体的には、災害復旧時に設置する河川護岸については明度を含む評価項目を設定し、各項目を満足することを設置の条件としました。また、明度については具体的な閾値を設定し、毛閾値を満足する護岸を選定することを明記するとともに、併せて明度の測定方法も開発して示しました。改訂に当たっては、国土交通省水管理・国土保全局防災課、国土技術政策総合研究所、自然共生研究センターが改訂内容を決定し、その後の執筆については自然共生研究センタースタッフが中心となった。また、改訂の意思決定から改訂版の発出までが半年間と短かったのも特徴です。

改訂後は全国8ブロックで開催された美山河の講習会だけでなく、多自然川づくりを対象とした数多くの研修会においても改訂版のポイントの説明し、美山河の普及に勤めた。美山河は河川における災害復旧のバリエーション的ガイドラインであり、河川を管理する自治体職員には必須の知識となっています。また、改訂に当たっては、護岸そのものに求められる環境条件も明示したため、護岸ブロック等製品を供給するメーカー各社も極めて関心が高い内容でした。このため、参加者は熱心に聞き入り、各会場はいずれも満席でした。現在、その後の研修会のフォローアップとして防災課と連携して、Q&Aの作成等を行っています。

本改訂およびその後の普及活動が円滑に進んだのは、日頃から真摯に研究を進め成果を産み出してきたことに加え、防災課と緊密な関係を構築してきたことが大きく、今後も成果の最大化に向けて戦略的な取り組みを行います。



写真-1 研修会での発表状況